ID:　209

担当部署:　教育委員会事務局 教育部 教育統括室 青少年育成課

処分の概要	入会許可の取消し等
例規名 根拠条項	芦屋市放課後児童クラブ条例　第5条
例規番号	平成15年条例第27号

【根拠条文】

（許可の取消し等）

第5条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会の許可を取り消し、又は出席を停止させることができる。

(1)　児童が第3条に規定する入会資格を喪失したとき。

(2)　次条の育成料を滞納したとき。

(3)　偽りその他不正な行為により、保護者が入会の許可を受けたとき。

(4)　保護者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が児童クラブの運営上支障があると認めるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日